

あおり運転に対する罰則が新設

あおり運転は犯罪です

深刻化する「あおり運転」

による重大事故

自動車を運転しているときに、「後方から車間距離を詰められて速く走るように急かされた」「追い越された後に前で急停車され進路をふさがれた」などの怖い思いをしたことはありませんか。このような他の車両の走行を妨げる「あおり運転」が社会問題化しています。「あおり運転」は、重大な交通事故につながる、悪質で大変危険な行為です。

「あおり運転」の罰則が厳罰化へ

令和2年6月30日施行の改正道路交通法では、「あおり運転」を「妨害運転」と規定し、「あおり運転」に対する罰則が新設されました。

◆あおり運転をした場合



①妨害運転（交通の危険の恐れ）

通行妨害目的で交通の危険を生じさせるおそれのある方法により一定の違反（※）をした場合

3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反1回で免許取り消し（欠格期間2年）
違反点数25点

◆あおり運転のせいで危険が生じた場合



②妨害運転（著しい交通の危険）

①の行為に加えて、高速道路や一般道で他の車を停止させるなどの著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反1回で免許取り消し（欠格期間3年）
違反点数35点

※一定の違反 -妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反



提供：静岡県警察本部

あおり運転の被害にあったとき

加害者とならないために

あおり運転は高速道路だけでなく、近道でも被害者・加害者になりえます。万が一、あおり運転の被害にあった場合には冷静に対処できるようにしましょう。

あおり運転の被害を受けたときは！

- 直ちに警察に110番通報しましょう。もし同乗者がいる場合は同乗者が110番通報しましょう。
- 警察が来るまでは車外に出ず、ドアをロックして、車内で待機しましょう。
- ※ドライブレコーダーなどで相手の行為を撮影し記録に残しておくことが大切になります。事前準備として、ドライブレコーダーを取り付けるなどの対策をとりましょう。

あおり運転の加害者にならないために！

普段は安全運転・走行を心がけていても、疲れていたり急いでいたりすると、心に余裕がなくなり、いら立ちや怒りをもつことがあるかもしれません。安全運転には、他の車や歩行者など周囲への思いやりや気配りが大切です。

もし、気持ちに余裕がないと感じるときは、一度心を落ち着かせ、大きく深呼吸してから運転しましょう。



▶三島警察署交通課 金岩係長

自転車運転者講習制度の危険行為に「あおり運転」が追加されました

自転車も車両です。逆走（右側通行）や進路変更などの危険行為を繰り返した場合は、自転車運転者講習の受講が義務付けられており、今回の法改正により、「あおり運転」も危険行為に追加されました。

自転車は身近な交通手段ですが、安易な運転が重大な事故をもたらす、多額の賠償金を要求される場合があります。責任のある運転を心がけるとともに、万が一のために自転車保険への加入や、保険の契約内容の確認をしておきましょう。

一人で悩まず交通事故相談員へ

交通事故相談員は、交通事故全般の相談を受け付けています。あおり運転の被害にあい、困っている人などもご相談ください。

毎週月・水・金曜（祝日を除く）
午前9時～正午、午後1時～4時
場中央町別館2階

地域協働・安全課（電話相談可）



渡邊相談員

広げよう「思いやり運転」

思いやりと譲り合いの気持ちで、人に優しい安全運転を心がけましょう。

市では、「思いやり運転」に賛同していただける個人・団体に、みしまくん・みしまるこちゃんのオリジナルマグネットステッカーをお渡ししています。自動車に貼って安全運転を実施し、思いやり運転で交通事故ゼロを目指しましょう。

受け渡し場所 地域協働・安全課窓口
※賛同書を提出していただき、ステッカーと引き換えになります。
※賛同書は、地域協働・安全課窓口またはホームページからダウンロードできます。



▲周りから見えやすい場所に貼って、思いやり運転を広げましょう

問合せ

三島警察署 ☎ 981・0110
地域協働・安全課

☎ 983・2651